

## 上里町若者の未来応援給付金支給要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、上里町「以下「町」という。」の未来を担う若者を応援するため、上里町若者の未来応援給付金（以下「給付金」という。）を支給することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、若者とは、中学校卒業にあたる年齢又は高等学校卒業にあたる年齢に該当するものをいい、学生に限定しない。

### (受給資格)

第3条 給付金は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号）に基づき、毎年12月1日に町の住民基本台帳に記録されている若者に支給する。

### (給付金の額)

第4条 給付金は、若者1人につき1万円とする。

### (申請及び決定)

第5条 給付金の支給を受けようとする支給対象者（以下「申請者」という。）は、上里町若者の未来応援給付金支給申請書兼請求書（様式第1号又は様式第2号）に係る書類を添付して、上里町長（以下「町長」という。）に申請しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、証明すべき事実を町が整備する公簿等によって確認できるときは、当該書類を省略することができる。

3 給付金の申請期限は、2月末日とする。ただし、郵送による申請については2月末日の消印まで有効とする。

4 町長は、第1項の規定による申請書が提出されたときは、速やかに内容を審査のうえ支給を決定し、町ホームページにより、振込日を公開するものとする。

5 支給の決定については、申請者の口座への振込をもって、支給決定の通知とする。

6 町長は、審査の結果、次に掲げる事項に該当し、受給資格がないと認めたときは、上里町若者の未来応援給付金却下通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

(1) 第3条に規定する受給資格を満たさないとき。

(2) 第1項に規定する申請書又は添付書類に不備があるとき。

### (代理による申請)

第6条 代理による第5条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者、その他町長が適当と認める者とする。

### (支給の方法)

第7条 町長は、第5条4項の規定による給付金の支給を決定した後に、給付金の支給決定を受けた申請者の口座に給付金を振り込むものとする。ただし、申請者が金融機

関に口座を開設することが著しく困難な場合に限り、窓口で現金を支給する。

(支給の時期)

第8条 給付金は、第5条第4項の規定による支給日に支給するものとする。

(本給付金の支給に関する周知)

第9条 町長は、本給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(支給対象者からの除外)

第10条 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、給付金を支給しない。

(1) 給付金の申請書が、町の不備によらず申請者に届かないとき。

(2) 町長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、本給付金の支給対象者から第5条第3項の申請期限までに、同条第1項の申請が行われなかったとき。

(3) 町長が第5条第4項の規定による支給決定を行った後、本給付金申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず、補正が行われないこと、その他申請者の責に帰すべき事由により3月31日までに支給が完了できないとき。

(4) その他町長が不当と認めたとき。

(譲渡及び担保の禁止)

第11条 給付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(給付金の返還)

第12条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段によって給付金の支給を受けたときは、申請者から既に支給した給付金の返還をさせることができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年12月1日から施行する。